第 13 回知的財産保護官民合同訪中代表団(実務レベル・北京) 結果概要

2016年3月

1. 派遣の概要

国際知的財産保護フォーラム(IIPPF・事務局ジェトロ)は、11 月 16 日(月)から 11 月 19 日(木)の間、第13回知的財産保護官民合同訪中代表団(実務レベル)を北京に派遣しました。

今回の訪中では、国家質量監督検験検疫総局、海関総署、国家知識産権局、最高人民法院へ中国知的財産権問題研究グループ(中国 IPG)とともに訪問し、IIPPF が提出する建議事項、確認事項について意見交換を行いました。また政府機関訪問と併せて、北京君策知識産権発展センターとの意見交換会も開催しました。

2. 実施期間

2015年11月16日(月)~11月19日(木)

3. 今回ミッションで交流があった関係機関

国家質量監督検験検疫総局、海関総署、国家知識産権局、最高人民法院、北京君策知識産権 発展センター

4. 訪問団メンバー

- (1)メンバー: 産業界(IIPPF、中国 IPG)および日本政府(経済産業省、特許庁、外務省、在中華人民共和国日本国大使館)の総勢 26 名
- (2)事務局:独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

5. 意見交換テーマ

- (1)国家質量監督検験検疫総局
- ・処罰情報を省毎に取りまとめて公開することを要望
- ・製造用具・設備の差押さえ・押収範囲の確認
- (2)海関総署
- ・輸出入者情報の更なる開示を要望
- ・郵便・クーリエの監視強化、伝票記載内容の確認強化を要望
- ・情報提供システムの概要及び今後のスケジュール並びに中華人民共和国知的財産権海関保 護条例の改正状況の確認
- 中国海関と他国税関との連携の確認

(3)国家知識産権局

- ・中国における知的財産保護状況の確認
- ・専利行政管理部門による取締りは権利者の請求が必須であることの確認
- ・決定に対して不服がある場合の口頭審理の実施状況確認
- ・処理決定や処罰決定の執行が中止若しくは停止されることはないのか確認
- ・専利業務管理部門の執行体制と統一基準の運用状況の確認

(4)最高人民法院

- ・知財法院の判決を、地方中級法院等の判断の規範とすることを検討しているのかに関する確認
- ・知財法院で著作権や不正当競争法に関する第一審事案を受理することを検討しているか確認
- ・技術分野を細分化して技術調査官を配置することを検討しているか。また、増員するのか確認
- ・模倣者が取得した営業利益収入提示(帳簿等)の義務化、罰則制定を要望
- ・商標法第60条における再犯の定義付けを要望
- ・侵害行為の情状に応じた法定賠償金の段階的基準の制定を要望
- (5)北京君策知識産権発展センター
- ・インターネット取引管理弁法について確認
- ・改正商標法施行による再犯に対する厳罰化について確認
- ・商標冒認出願について確認

以上